

諮問日：令和元年8月19日（令和元年度（情）諮問第18号）

答申日：令和2年1月24日（令和元年度（情）答申第28号）

件名：名古屋家庭裁判所が特定の裁判官の言動に関して作成し、又は取得した文書の不開示判断（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

名古屋家庭裁判所の特定の年齢及び性別の裁判官が平成30年中に特定の団体の集會に複数回参加し、特定の言動を繰り返していたことに関して作成し、又は取得した文書（特定の報道機関からの取材に対応した際の文書を含む。）（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、名古屋家庭裁判所長が、その存否を明らかにしないで不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、名古屋家庭裁判所長が令和元年5月7日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

名古屋家庭裁判所事務局としては、名古屋高等裁判所及び最高裁判所に対し、裁判所職員に関する臨時措置規則において準用されている人事院規則14-7（政治的行為）第8項に基づき、名古屋家庭裁判所の特定の年齢及び性別の裁判官の勤務時間外の政治的行為を通知するとともに、違反行為の防止又は矯正のために適正な措置をとる必要があるといえる。

そのため、本件開示申出文書の存在は当然に予定されているといえるから、その存否自体が不開示情報に該当するとはいえない。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件開示申出文書は、名古屋家庭裁判所の特定の年齢及び性別の裁判官の執務時間外の行為に関する文書であるところ、裁判官の生年月日及び同裁判所所属の裁判官の氏名はいずれも公表慣行のある情報であることから、他の情報と総合することで、名古屋家庭裁判所の特定の年齢及び性別の裁判官が誰であるかは特定可能となり、本件開示申出文書の存否を明らかにすると、特定の裁判官の執務時間外の行為という個人に関する情報が公になり、このような情報は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号に規定する個人識別情報に相当する。

また、本件開示申出文書は、特定の裁判官の私的領域における行為についての文書であり、そのような文書の作成、取得等の目的や方法は様々であり得るものであって、必ずしも人事管理のためだけに保有するものとはいえないものの、裁判官の私的領域における行為については、その内容次第では服務規律に違反するものとなり得ることから、人事上の措置等に関する文書となり得る性質を有するものである。そのような性質を有する文書の保有の有無を明らかにすると、人事上の措置の必要性から作成、取得、管理、保存される文書の存否や内容を推認ないし憶測させることになり、人事管理に係る事務に関与する判断権者及び職員に対し、文書の作成、取得、管理、保存について好ましくない影響が生ずるなど、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある（同条6号ニ、平成31年度（情）答申第4号参照）。

- 2 なお、苦情申出人は、裁判所職員に関する臨時措置規則において準用されている人事院規則14-7（政治的行為）第8項を苦情申出の理由としているが、同人事院規則は裁判官には適用がない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和元年8月19日 諮問の受理

- | | |
|------------|---------------------|
| ② 同日 | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ 同年11月15日 | 審議 |
| ④ 同年12月20日 | 審議 |

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件開示の申出に係る名古屋家庭裁判所に所属する裁判官として年齢及び性別が特定された者については、裁判官に関して公表され、又は公表することが予定されている他の情報と照合することにより、特定の裁判官を識別することが可能であると認められる。このことを踏まえて検討すれば、本件開示申出文書の存否を明らかにすると、特定の裁判官が平成30年中に特定の団体の集会に複数回参加し、特定の言動を繰り返していた事実の有無という個人に関する情報が公になると認められる。この情報は、法5条1号に規定する個人識別情報に相当する。

また、本件開示申出文書は、特定の裁判官の私的領域における行為に関する文書であるところ、私的領域における活動は、本来は個人の自由に係るものではあるが、その内容次第では服務規律に違反するものとなり得ることから、本件開示申出文書は人事上の措置等に関する文書となり得る性質を有するものであると考えられる。このような性質を踏まえて検討すれば、本件開示申出文書の存否を明らかにすると、人事上の措置等の必要性から作成、取得、管理又は保存がされる文書の存否や内容を推認させ、又は憶測させることになり、人事管理に係る事務に関与する判断権者等に対し、文書の作成、取得、管理又は保存について好ましくない影響が生ずることなどによって、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

この点について、苦情申出人は、裁判所職員に関する臨時措置規則において準用する人事院規則14-7（政治的行為）第8項を根拠として、本件開示申出文書の存在は当然に予定されている旨主張する。しかし、裁判所職員に關す

る臨時措置規則は裁判官には適用されず，裁判官に人事院規則は準用されないから，人事院規則の規定を根拠に本件開示申出文書の存在が当然に予定されているとはいえない。したがって，苦情申出人の主張は採用できない。

したがって，本件開示申出文書については，その存否を答えるだけで法5条1号及び6号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められる

- 2 以上のとおり，原判断については，本件開示申出文書の存否を答えるだけで法5条1号及び6号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められるから，妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人